

## 公 告

契約担当官  
陸上自衛隊施設学校  
会計課長 綾戸 常貴

次のとおり一般競争入札を行います。

### 1 入札に付する事項

件 名	規 格	単 位	予定数量	履行期限	履行場所
一般廃棄物処理役務	仕様書のとおり	KG	342,000	7.4.1～8.3.31	陸上自衛隊勝田駐屯地

### 2 参加資格

- 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」のA, B, C, D等級に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 暴力団関係業者でないこと。(工事等において、都道府県警察より暴力団関係者として排除要請があり、その状態が継続していない者又は、工事等以外の公共事業において入札心得等に定める暴力団排除特約条項、事項、誓約書を承諾した者)

### 3 契約条項

- 役務請負契約条項
- 談合等の不正行為に関する特約条項
- 暴力団排除に関する特約条項
- 単価契約に関する特約条項
- 契約条項を示す場所：陸上自衛隊施設学校総務部会計課および同ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/shisetsu/es-hp/index.html>)

### 4 説明会の日時及び場所：なし

### 5 入札実施日時及び場所：令和7年3月19日(水)11時30分 陸上自衛隊施設学校総務部会計課入札室

### 6 保証金

- 入札保証金：免除 但し、落札者が契約を結ばないときには、「入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額(以下、「落札金額」という。)」の100分の5に相当する金額を徴収する。
- 契約保証金：免除 但し、契約者がその契約を履行しないときには、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
- 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

### 7 無効入札

- 本公告に示した資格のない者の入札
- 入札者が誰であるか識別し難い場合の入札
- 入札に関する条件に違反した入札
- 入札金額が明瞭でない入札
- FAX、電報、電話、電子メールの入札
- 入札後、2項(7)に該当する暴力団関係業者と判明した入札

### 8 落札決定方法

- 単価により決定する。
- 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%(軽減税率対象品目については8%)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。

### 9 契約書の作成：落札者は官側から指示がある場合、遅滞なく契約書又は請書を作成しなければならない。

### 10 その他

- 委任状について：入札に参加される者が参加資格に示す代表者でない場合、入札前までに委任状を提出する。
- 資格審査結果通知：入札前までに全省庁統一入札参加資格の「資格審査結果通知」(写)を提出する。
- 郵便入札について：郵便による入札は令和7年3月18日(火)17時00分までに下記宛先必着とする。  
封書には必ず会社名、入札日時、入札件名、赤字で「入札書在中」と明記し、配達記録が残る書留にて郵送する。  
なお初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。

ア 日 時：令和7年3月21日(金)13時45分

イ 場 所：陸上自衛隊勝田駐屯地 本部庁舎1F 会計課入札室

- 暴力団排除誓約事項：入札書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」のとおり誓約したものとする。
- 問い合わせ・連絡先：〒312-8509 茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊施設学校総務部会計課契約班 029-274-3211(内線274) 担当 三上直通 FAX：029-271-3130 電子メール：fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp

# 入 札 書

金額 ¥ 単価

(税抜)

品 名	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	備 考
一般廃棄物処理役務	仕様書のとおり	KG	342,000		
履行場所	勝田駐屯地	履行期限	7.4.1～8.3.31		
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。  
 また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和      年      月      日

契約担当官陸上自衛隊施設学校  
 会計課長      綾戸 常貴      殿

住 所  
 会 社 名  
 代表者名  
 担当者名  
 連絡先

市場価格調査(税抜)

品名	規格	単位	数量	単価	備考
一般廃棄物処理役務	仕様書のとおり	KG	342,000		

※ 物品については流通価格の記載をお願いいたします。

提出期限: 令和7年3月17日 (月) 15:00

提出先: 陸上自衛隊施設学校会計課

直通FAX: 029-271-3130

直通mail: [fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp](mailto:fin-esh@inet.gsdf.mod.go.jp)

住 所

会 社 名

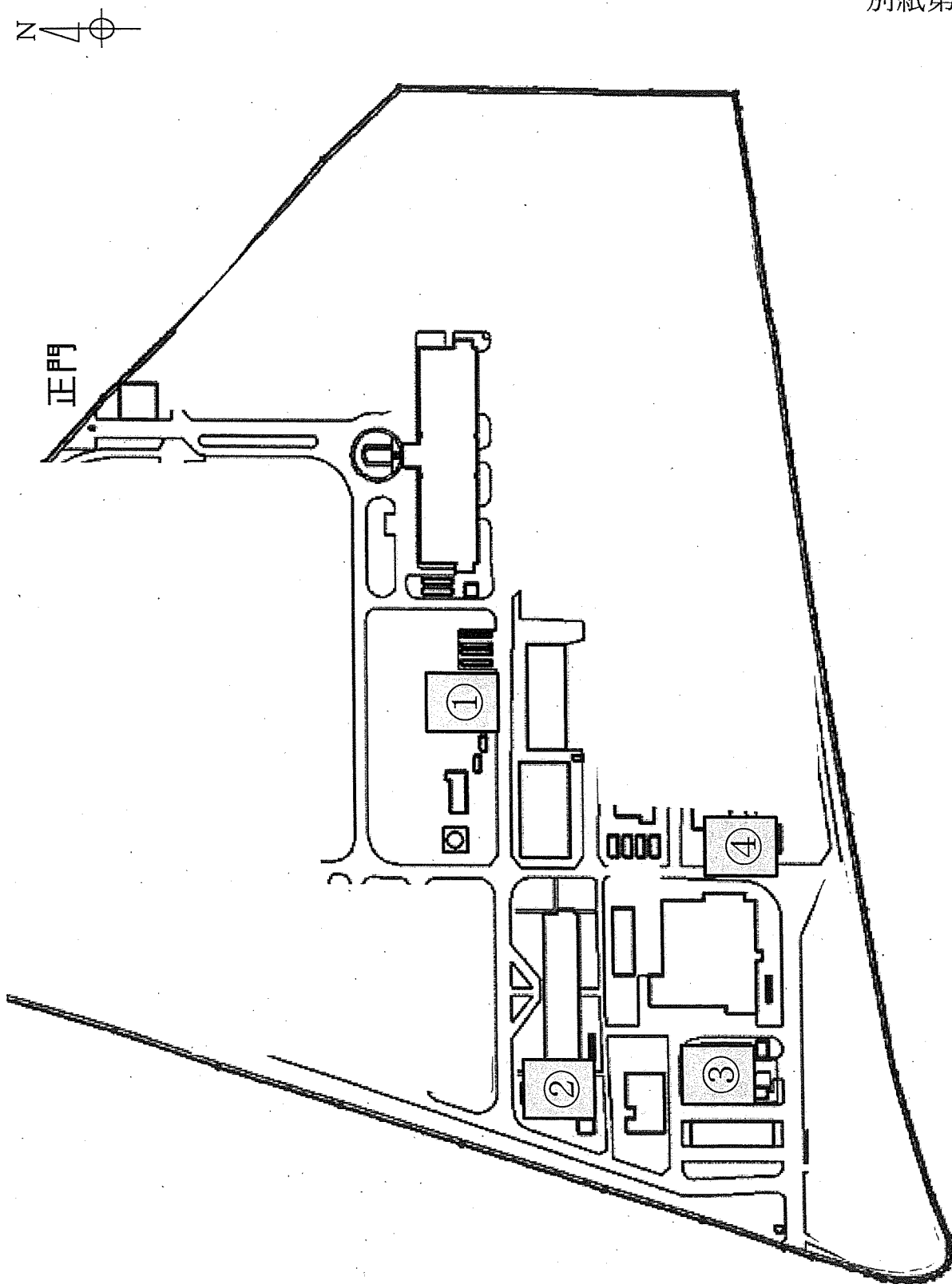
代表者名

担当者名

連 絡 先

陸上自衛隊施設学校仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名	一般廃棄物処理役務	承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 7年 2月13日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	総務部総務課総務班
1	<p>総則            摘要範囲            この仕様書は、勝田駐屯地内で実施する一般廃棄物処理役務について規定する。</p>		
2	<p>履行場所            茨城県ひたちなか市勝倉3433 陸上自衛隊勝田駐屯地</p>		
3	<p>履行期間            令和7年4月1日から令和8年3月31日</p>		
4	<p>役務の内容            ゴミステーションからの可燃ごみ及び不燃ごみの収集の処分とする。</p>		
5	<p>条件</p> <p>(1) 収集要領等</p> <p>ア 回収車は、計量のため収集していない車両もって収集するものとする。</p> <p>イ 可燃ごみ・不燃ごみは別紙第1に示す①～④のゴミステーションから収集する。残飯（糧食ごみ）については④の残飯集積所から収集する。</p> <p>ウ 可燃ごみは日曜・祝祭日を除く毎日収集、不燃ごみは火・木曜日に収集する。</p> <p>エ 収集にあたって、月毎に別紙第2「月間収集報告書」により報告するものとする。</p> <p>(2) 可燃ごみ・不燃ごみ排出予想            別紙第3「月間排出予想量」のとおり。</p> <p>(3) 回収日            別紙第4から別紙第8「一般廃棄物回収日カレンダー」のとおり。</p> <p>(4) 賠償責任            収集・運搬中、各施設及び職員等に損害を与えた場合は、請負者の責任において復旧及び賠償する。</p> <p>(5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、その都度、協議により定めるものとする。</p>		
6	<p>点検</p> <p>(1) 回収車両は、積み残しが無いよう収集を実施する。</p> <p>(2) 残飯については、収集の都度計量し監督官の点検を受けるものとする。</p>		
7	<p>その他</p> <p>(1) 一般廃棄物処理については「廃棄物処理及び祖清掃に関する法律」第14条1項の規定による許可を受けた業者が、同法に基づき適切に処理するものとする。なお、一般廃棄物収集運搬業許可書及び一般廃棄物処分業の許可書、法第7条第1項の規定に基づく管轄市町村の許可書を契約時、官側に提出する。</p> <p>(2) 本仕様書に規定のない事項について疑義が生じた場合は、可燃ごみ及び不燃ごみについては総務班長（内線234）、残飯については糧食班長（内線266）の指示を受ける。</p> <p>(3) 調整先：陸上自衛隊施設学校総務部総務課総務班            担当 藤本 029-274-3211（内線213）</p>		

ゴミステーション配置図



令和 7年 月 日

## 月間排出量報告書 (例)

令和 7年 4月分

回収場所 陸上自衛隊 勝田駐屯地

回収運搬業者

作成者印

検印

日	曜	可燃ごみ	残飯 (糧食ごみ)	不燃ごみ	総計	備考
1	火					
2	水					
3	木					
4	金					
5	土					
6	日					
7	月					
8	火					
9	水					
10	木					
11	金					
12	土					
13	日					
14	月					
15	火					
16	水					
17	木					
18	金					
19	土					
20	日					
21	月					
22	火					
23	水					
24	木					
25	金					
26	土					
27	日					
28	月					
29	火					
30	水					

※重量についてはkgで表示

## 月間排出予想量（令和7年度）

月	可燃ごみ	残飯（糧食ごみ）	不燃ごみ	総計	備考
4	25,000	3,000	500	28,500	
5	25,000	3,000	500	28,500	
6	25,000	3,000	500	28,500	
7	25,000	3,000	500	28,500	
8	25,000	3,000	500	28,500	
9	25,000	3,000	500	28,500	
10	25,000	3,000	500	28,500	
11	25,000	3,000	500	28,500	
12	25,000	3,000	500	28,500	
1	25,000	3,000	500	28,500	
2	25,000	3,000	500	28,500	
3	25,000	3,000	500	28,500	
合計	300,000	36,000	6,000	342,000	

一般廃棄物回収日カレンダー(第1四半期)

総務部総務課

		4月(令和7年)			5月(令和7年)			6月(令和7年)						
		可燃ゴミ	不燃ゴミ	残飯			可燃ゴミ	不燃ゴミ	残飯			可燃ゴミ	不燃ゴミ	残飯
1	火	○	△	□	1	木	○	△	□	1	日			
2	水	○		□	2	金	○		□	2	月	○		□
3	木	○	△	□	3	土				3	火	○	△	□
4	金	○		□	4	日				4	水	○		□
5	土	○		□	5	月				5	木	○	△	□
6	日				6	火				6	金	○		□
7	月	○		□	7	水	○		□	7	土	○		□
8	火	○	△	□	8	木	○	△	□	8	日			
9	水	○		□	9	金	○		□	9	月	○		□
10	木	○	△	□	10	土	○		□	10	火	○	△	□
11	金	○		□	11	日				11	水	○		□
12	土	○		□	12	月	○		□	12	木	○	△	□
13	日				13	火	○	△	□	13	金	○		□
14	月	○		□	14	水	○		□	14	土	○		□
15	火	○	△	□	15	木	○	△	□	15	日			
16	水	○		□	16	金	○		□	16	月	○		□
17	木	○	△	□	17	土	○		□	17	火	○	△	□
18	金	○		□	18	日				18	水	○		□
19	土	○		□	19	月	○		□	19	木	○	△	□
20	日				20	火	○	△	□	20	金	○		□
21	月	○		□	21	水	○		□	21	土	○		□
22	火	○	△	□	22	木	○	△	□	22	日			
23	水	○		□	23	金	○		□	23	月	○		□
24	木	○	△	□	24	土	○		□	24	火	○	△	□
25	金	○		□	25	日				25	水	○		□
26	土	○		□	26	月	○		□	26	木	○	△	□
27	日				27	火	○	△	□	27	金	○		□
28	月	○		□	28	水	○		□	28	土	○		□
29	火				29	木	○	△	□	29	日			
30	水	○		□	30	金	○		□	30	月	○		□
					31	土	○		□					

月・火・水・木・金・土 : ○ 可燃物  
 火・木 : △ 不燃物  
 月・火・水・木・金・土 : □ 残飯

一般廃棄物回収日カレンダー(第2四半期)

総務部総務課

		7月(令和7年)			8月(令和7年)			9月(令和7年)						
		可燃ゴミ	不燃ゴミ	残飯			可燃ゴミ	不燃ゴミ	残飯			可燃ゴミ	不燃ゴミ	残飯
1	火	○	△	□	1	金	○		□	1	月	○		□
2	水	○		□	2	土	○		□	2	火	○	△	□
3	木	○	△	□	3	日				3	水	○		□
4	金	○		□	4	月	○		□	4	木	○	△	□
5	土	○		□	5	火	○	△	□	5	金	○		□
6	日				6	水	○		□	6	土	○		□
7	月	○		□	7	木	○	△	□	7	日			
8	火	○	△	□	8	金	○		□	8	月	○		□
9	水	○		□	9	土	○		□	9	火	○	△	□
10	木	○	△	□	10	日				10	水	○		□
11	金	○		□	11	月				11	木	○	△	□
12	土	○		□	12	火	○	△	□	12	金	○		□
13	日				13	水	○		□	13	土	○		□
14	月	○		□	14	木	○	△	□	14	日			
15	火	○	△	□	15	金	○		□	15	月			
16	水	○		□	16	土	○		□	16	火	○	△	□
17	木	○	△	□	17	日				17	水	○		□
18	金	○		□	18	月	○		□	18	木	○	△	□
19	土	○		□	19	火	○	△	□	19	金	○		□
20	日				20	水	○		□	20	土	○		□
21	月				21	木	○	△	□	21	日			
22	火	○	△	□	22	金	○		□	22	月	○		□
23	水	○		□	23	土	○		□	23	火			
24	木	○	△	□	24	日				24	水	○		□
25	金	○		□	25	月	○		□	25	木	○	△	□
26	土	○		□	26	火	○	△	□	26	金	○		□
27	日				27	水	○		□	27	土	○		□
28	月	○		□	28	木	○	△	□	28	日			
29	火	○	△	□	29	金	○		□	29	月	○		□
30	水	○		□	30	土	○		□	30	火	○	△	□
31	木	○	△	□	31	日								

月・火・水・木・金・土 : ○ 可燃物  
 火・木 : △ 不燃物  
 月・火・水・木・金・土 : □ 残飯

一般廃棄物回収日カレンダー(第3四半期)

総務部総務課

			10月(令和7年)			11月(令和7年)			12月(令和7年)					
		可燃ゴミ	不燃ゴミ	残飯			可燃ゴミ	不燃ゴミ	残飯			可燃ゴミ	不燃ゴミ	残飯
1	水	○		□	1	土	○		□	1	月	○		□
2	木	○	△	□	2	日				2	火	○	△	□
3	金	○		□	3	月				3	水	○		□
4	土	○		□	4	火	○	△	□	4	木	○	△	□
5	日				5	水	○		□	5	金	○		□
6	月	○		□	6	木	○	△	□	6	土	○		□
7	火	○	△	□	7	金	○		□	7	日			
8	水	○		□	8	土	○		□	8	月	○		□
9	木	○	△	□	9	日				9	火	○	△	□
10	金	○		□	10	月	○		□	10	水	○		□
11	土	○		□	11	火	○	△	□	11	木	○	△	□
12	日				12	水	○		□	12	金	○		□
13	月				13	木	○	△	□	13	土	○		□
14	火	○	△	□	14	金	○		□	14	日			
15	水	○		□	15	土	○		□	15	月	○		□
16	木	○	△	□	16	日				16	火	○	△	□
17	金	○		□	17	月	○		□	17	水	○		□
18	土	○		□	18	火	○	△	□	18	木	○	△	□
19	日				19	水	○		□	19	金	○		□
20	月	○		□	20	木	○	△	□	20	土	○		□
21	火	○	△	□	21	金	○		□	21	日			
22	水	○		□	22	土	○		□	22	月	○		□
23	木	○	△	□	23	日				23	火	○	△	□
24	金	○		□	24	月				24	水	○		□
25	土	○		□	25	火	○	△	□	25	木	○	△	□
26	日				26	水	○		□	26	金	○		□
27	月	○		□	27	木	○	△	□	27	土	○		□
28	火	○	△	□	28	金	○		□	28	日			
29	水	○		□	29	土	○		□	29	月			
30	木	○	△	□	30	日				30	火			
31	金	○		□						31	水			

月・火・水・木・金・土 : ○ 可燃物  
 火・木 : △ 不燃物  
 月・火・水・木・金・土 : □ 残飯

一般廃棄物回収日カレンダー(第4四半期)

総務部総務課

1月(令和8年)			2月(令和8年)			3月(令和8年)					
	可燃ゴミ	不燃ゴミ	残飯		可燃ゴミ	不燃ゴミ	残飯		可燃ゴミ	不燃ゴミ	残飯
1	木			1	日			1	日		
2	金			2	月	○	□	2	月	○	□
3	土			3	火	○	△	3	火	○	△
4	日			4	水	○	□	4	水	○	□
5	月	○	□	5	木	○	△	5	木	○	△
6	火	○	△	6	金	○	□	6	金	○	□
7	水	○	□	7	土	○	□	7	土	○	□
8	木	○	△	8	日			8	日		
9	金	○	□	9	月	○	□	9	月	○	□
10	土	○	□	10	火	○	△	10	火	○	△
11	日			11	水			11	水	○	□
12	月			12	木	○	△	12	木	○	△
13	火	○	△	13	金	○	□	13	金	○	□
14	水	○	□	14	土	○	□	14	土	○	□
15	木	○	△	15	日			15	日		
16	金	○	□	16	月	○	□	16	月	○	□
17	土	○	□	17	火	○	△	17	火	○	△
18	日			18	水	○	□	18	水	○	□
19	月	○	□	19	木	○	△	19	木	○	△
20	火	○	△	20	金	○	□	20	金		
21	水	○	□	21	土	○	□	21	土	○	□
22	木	○	△	22	日			22	日		
23	金	○	□	23	月			23	月	○	□
24	土	○	□	24	火	○	△	24	火	○	△
25	日			25	水	○	□	25	水	○	□
26	月	○	□	26	木	○	△	26	木	○	△
27	火	○	△	27	金	○	□	27	金	○	□
28	水	○	□	28	土	○	□	28	土	○	□
29	木	○	△	/	/			29	日		
30	金	○	□	/	/			30	月	○	□
31	土	○	□	/	/			31	火	○	△

月・火・水・木・金・土 : ○ 可燃物  
 火・木 : △ 不燃物  
 月・火・水・木・金・土 : □ 残飯